

平成28年度開設分認知症高齢者グループホームQ&A

No	件名	質問	回答
1	整備協議途中での 辞退について	整備事前協議申出書や整備協議書の提出後に辞退することは可能か。	可能です。
2	整備協議途中での 辞退について	複数の計画の整備事前協議申出書や整備協議書を提出したあと、一部の計画のみ辞退することは可能か。また、その場合、残りの計画の選考に影響を及ぼすのか。	一部の計画のみ辞退することも可能です。また、そのことのみをもって他の計画の選考に影響が及ぶことはありません。
3	整備協議途中で辞 退した場合のペナ ルティーについて	整備事前協議申出書提出後、もしくは整備協議書提出後に、会社及び取引会社、土地等の都合により協議を辞退した場合、今後の事業者募集等に関してペナルティーや制限等があるか。	辞退は可能ですが、本市が採択した後に当該計画の整備を辞退した場合は、今後の事業者募集に応募できなくなる可能性があります。
4	古い建物の改修及 び整備協議途中 での辞退について	木造建築の古い物件を改装して利用したいが、建築士との協議の結果、金銭的に不都合が生じた場合、申請後に取り下げることができるのか。	整備協議の辞退は可能です。 なお、古い物件を改修する場合には、用途変更や消防設備の設置など建築基準法、消防法等の要件を満たす必要がありますので、関係部署によくご確認ください。
5	整備協議の辞退の 手続きについて	整備事前協議申出書提出後に辞退する場合、辞退届が必要か。	整備事前協議申出書の提出後に辞退する場合は、辞退届が必要です。辞退理由を明記の上、申請者の署名及び捺印のある辞退届(任意様式)を提出してください。
6	併設計画について	併設事業を設けず認知症高齢者グループホーム単体での応募は可能か。	認知症高齢者グループホーム単体の計画の応募も可能です。

No	件名	質問	回答
7	募集要項の別添資料2の評価の概要について	優先度の高い地域で認知症高齢者グループホーム単体で応募した場合と、優先度が低い地域で併設計画で応募した場合はどちらの計画が優先されるのか。	採択にあたっては、まず区の整備率を優先し、次いで中学校区での整備状況、低所得者の利用に配慮した計画を優先します。優先内容で比較しても採択計画が決まらない場合は、評価の概要に基づき計画全体の評価を行った上で選考を行います。ただし、一つの区における整備数の上限は2事業所としており、また計画の内容によっては区の整備率等にかかわらず採択されない場合があります。
8	募集要項の別添資料2の評価の概要について	併設計画について、介護保険事業や高齢者福祉の推進への寄与が見込まれることとあるが、デイサービスや短期入所も評価の対象となるのか。また、障害者福祉事業の併設計画は評価されるのか。	また、併設計画については、優先項目ではなく評価項目の1つです。地域における高齢者福祉の基盤整備のため、介護保険事業(地域密着型サービス及び居宅サービス)、高齢者福祉事業(サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム)を評価対象とします。なお、評価の順位は、評価の高い順から地域密着型サービス、居宅サービス、高齢者福祉事業とします。
9	併設計画がある場合の開設時期について	複数のサービスを同一建物に併設する計画において、建物の規模により平成28年度中に完成できない場合は、併設事業及び認知症高齢者グループホームの開設を平成29年度にしてもよいのか。	今回募集している認知症高齢者グループホームは平成28年度中(平成28年4月、7月、10月、平成29年1月のいずれか)に開設していただく必要があります。そのため、併設事業の状況によって認知症高齢者グループホームの開設を平成29年度にすることはできません。
10	建物のみ着工する場合について	今回の整備募集に応募せず、認知症高齢者グループホームの運営が可能な建物を建て、当面有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅を運営しておき、平成29年度以降の整備募集で採択された際に認知症高齢者グループホームへ転換することは可能か。	現段階では可能かどうかのお答えはできません。平成29年度以降の募集に応募されても採択されるとは限らず、また今後の募集において設備や転換の条件が変わる可能性もあります。

No	件名	質問	回答
11	次回の募集について	第6期計画の整備数「320人分」のうち、残りの160人分は来年度の募集となるのか。	次回の募集の時期及び募集数については、現時点ではまだ決まっておりません。なお、募集数については、今回募集分の採択数及び次回の募集時期における市内の認知症高齢者グループホームの整備状況によって確定します。
12	計画の変更について	整備事前協議申出書や整備協議書の提出後、計画の内容は変更できるのか。	計画地については、整備事前協議申出書の提出期限後は変更できません。その他の事項については、最終整備協議書の提出期限後は変更できません。